

設備士免状所持者の方へ

液化石油ガス設備士免状所持者は、設備士再講習を受講しなければならないと法令で義務付けています。

..... LP法 第38条の9

初回受講は、免状の交付を受けた日の属する**翌年度の開始の日から3年以内**

対象者 例 平成16年10月20日交付
平成17年 3月20日交付

2回目からは、講習を受講した日の属する**翌年度の開始の日から5年以内**

対象者 例 平成14年10月20日受講
平成15年 2月20日受講

この講習を受講されなかった場合、**返納を命ぜられる**ことがありますので、必ず受講して下さい。

また、対象年度で受講されていない方は、早急に受講して下さい。

年度とは、4月1日 ~ 翌年の3月31日までのことを言います。

業務主任者に選任されている方

第二種販売の免状所持者で、業務主任者に選任されている方は、**一定の間ごと**（初回は3年、次回から5年）に講習を受講することを法令で**義務付けています**。

対象者は、必ず受講して下さい。

また、対象年度で受講されていない方は、早急に受講して下さい。